

序章 計画の目的と位置付け

1. 目的と役割

我が国は急激な人口減少と超高齢社会に直面しており、今後も更なる人口の減少や高齢化が見込まれています。このような状況の中、これらの諸問題に対応するため、平成26年(2014年)に都市再生特別措置法が一部改正され、コンパクトシティの具体的な施策の推進として「立地適正化計画制度」が創設されました。

本市においては、平成21年(2009年)3月に市の都市計画の基本方針として都市計画マスタープランを策定し、それに基づきまちづくりを進めてきました。

その後10年以上が経過し、JR神立駅の土地地区画整理事業の進展、圏央道等の開通による広域アクセス性が向上している一方で、当市の人口は、平成7年(1995年)頃から人口減少へと転じており、高齢化とともに今後も進行することが想定されています。これにより、生活に必要な施設(医療・福祉機能／子育て・教育機能／商業機能／行政機能)の減少や分散、まちのにぎわいの低下などが課題となっています。

そこで都市機能や居住を緩やかに誘導し、効率的で持続可能な都市構造の実現を目指すため、令和2年(2020年)12月に「かすみがうら市都市計画マスタープラン」の改訂と合わせて、その高度化版である「かすみがうら市立地適正化計画」を策定しました。

本計画では、市のおおむね20年後の将来像を明確化するとともに、まちづくりの基本的な方針や地区ごとの整備方針などを定め、安心・安全で快適な生活環境の確保と持続可能な都市運営によるまちづくりを推進します。

さらに、計画策定から5年が経過したことを踏まえ、目標値の達成状況を評価・分析し、必要に応じて計画の見直しを行います。あわせて、近年の自然災害の頻発化・激甚化を踏まえ、令和2年(2020年)6月に改正された都市再生特別措置法により、立地適正化計画に新たに「防災指針」が記載事項として位置付けられたことから、令和8年(2026年)4月から新たに「防災指針」を定めることとします。

2. 計画の概要

(1) 目標年次

本計画はおおむね20年後を見据え、計画の初年次を令和3年(2021年)、目標年次を令和22年(2040年)、中間年次を令和12年(2030年)とします。

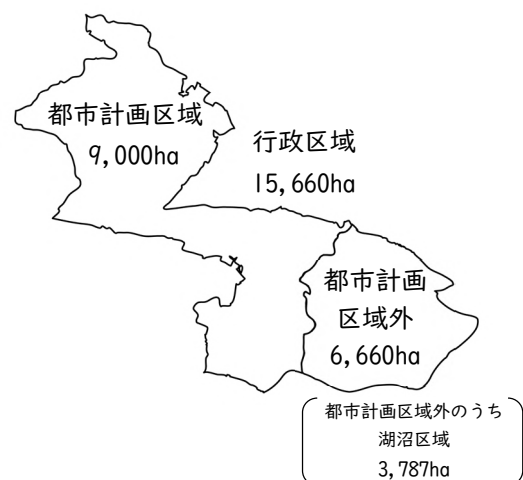
(2) 計画対象区域

本市の行政区域の総面積は15,660haであり、このうち都市計画区域は9,000haで、行政区域全体の約57.5%に当たります。

立地適正化計画の対象となる区域は、都市再生特別措置法第81条により、都市計画区域内で定めることとされています。

そのため本計画は、かすみがうら市の都市計画区域9,000haを対象とします。

■計画対象区域



3. 計画の位置付け

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に基づいて定める本市の都市計画に関する基本的な方針であり、以下のような役割を担っています。

- 中長期的な視点に立った都市の将来像を基本構想に即して明確にすること。
- 具体的な都市計画や事業計画の決定・変更の指針となること。
- まちづくりに係る個別計画相互の調整を図ること。
- 住民の都市計画に対する理解とまちづくりへの主体的な取組みを促すこと。

国や県の動向を踏まえるとともに、「第2次かすみがうら市総合計画」や「第2期かすみがうら市まち・ひと・しごと創生総合戦略」といった上位計画と整合を図り、都市計画マスタープランを策定しています。

また、立地適正化計画は、都市再生特別措置法第82条に基づき、都市計画マスタープランの一部（高度化版）として扱います。

■都市計画マスタープランと立地適正化計画の位置付け

